

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



税理士損害賠償訴訟 税理士 VS 監査法人

朝倉 洋子 目黒

はじめに

税理士に対する損害賠償請求訴訟が初めてニュースになったのは、昭和61年のことでした。それから20年余が過ぎ、TAINSの税法データベースに収録された税理士損害賠償関連訴訟は、既に101件に達しています(平21・9・25現在)。

1、最新の注目判決

平成20年7月29日大阪地裁で、企業の経理担当者の責任、監査法人に所属する公認会計士の責任、関与税理士の責任について判示する初めての判決が言い渡されました。この事件の検索方法は次のとおりです。

【その他】 【判決】 【キーワード】 Z9999-0118

2、事案の概要

原告法人は、土地建物の経営売買、航空機の賃貸等を業とする株式会社で、平成16年、同17年当時、監査特例法1条の2第2号に該当する大会社で、資本金の額は1億円以下(4800万円)であり、同法2条1項に基づき、会計監査人の監査を受けなければならない会社に該当してしま

被告は、有限責任監査法人と関与税理士乙でした。

留保金課税制度においては、事業年度終了の時の資本又は出資の金額が1億円以下の会社の場合、前事業年度終了の時点における総資産に対する自己資本の占める自己資本比率の割合が50%以下である事業年度について、法人税の同族会社の留保金課税が適用となり

しかし、被告監査法人に所属する公認会計士Aは、この特例制度に関する知識がなく、参考文献に頼って自己資本比率を計算し、計算過程の説明では資本金額に利益積立金額を加算するとしながら、正しくは自己資本比率が50%以下であった特例の適用対象となっていたのに、実際は利益積立金額ではなく、利益剰余金額を加算するという誤りを犯したために、50%を超えることとなり、原告は、留保金課税の特例制度の適用を受けることができなくな

原告は、被告である監査法人からこの特例制度の適用を受けることができるかどうかの判定のための自己資本比率の計算について、誤った結果を教示され、次いで、法人税確定申告書と税務代理を委任した被告税理士が、これを是正しなかったこと等によって、第10期事業年度に1528

3、裁判所の判断

大阪地裁は、次のように被告税理士乙に対する請求の一部を認容して4094万3696円の支払を命じ、被告監査法人については過失はあったものの、原告の損害との間の法的な因果関係は中断しているとして、請求を棄却しました。

【争点1】

本件においては、原告は、特例制度を利用することができたのであるが、この特例制度を利用してもしなくても、適正な法人税等及び法人税等調整額を計上して適法な納税がなされている以上、適法かつ妥当な未払法人税の表示を含む計算書類等につき適正意見を表明した監査法人の監査については、債務不履行があるとはいえない。

【争点2】

税理士は、専門家として、一般人よりも高度な知識と技能を有し、公正かつ誠実に職務を執行すべきものであるから、依頼者からの明示の指示がなくとも、自己の裁量によって依頼の趣旨に沿うように事務を処理すべきであるし、さらに、依頼者の指示が不適切であれば、これを正し、それを適切なものに変更させるなど、依頼の趣旨に従って依頼者の信頼に応えるようにしなければならぬ。

したがって、税理士は、専門的な立場から依頼者の説明に従属することなく、必要な範囲で、その依頼が適切であるかも調査確認すべきである。

【争点3】

被告である監査法人に所属する公認会計士Aの作成したA×モの誤りが、原告の損害の原因の一つとなつたことは明らかである。しかし、もともと、本件特例制度の適用について、判断するのは被告税理士の業務であって、本件においても、被告税理士がA×モの誤りに気づくべきであり、気づいていたら、原告の損害は発生しなかった。

【争点4】

A×モの作成は、原告の経理担当取締役総務部長Bの依頼によるものであり、これによって、Bが、原告には本件特例制度は適用がないと信じたこと、Bが、被告監査法人の公認会計士に、原告に本件特例制度が適用されるか否かの自己資本比率の計算を依頼したところ、50%を超えるので、本件特例制度は適用されないという結果となったことを被告税理士に伝えて

【争点5】

いることからすると、Bの行為が、被告監査法人の行為と被告税理士の行為との間には介在している。

また、被告監査法人と被告である税理士とは、監査する者と監査される側の者との関係にあり、共同関係にはないことからすると、本件について、被告監査法人の過失と被告税理士の過失とは客観的な関連共同性は認められない。

以上の次第で、原告の被告監査法人に対する請求は法的には理由がないといわ

ざるを得ない。また、原告の被告税理士に対する請求は、上記事情を総合すると110期については4割、111期については2割の過失相殺をするのが相当である。

4、判決の問題点

税理士のみに損害賠償金の支払を命じ、監査法人の責任は一切問われなかった一審判決には、疑問が残っていたところ、大阪高裁で和解が成立し、監査法人の責任は1100万円とされ、税理士の責任は3000万円と軽減された(平20・12・23西日本新聞)。

その理由は新聞記事のみでは不明です。和解に至る経緯も知ることができません。原審の判断が見直されたのは喜ばしいのですが。

おわりに

税理士試験が難しくなった反面、公認会計士試験の合格率が上がり、公認会計士は税理士としての実務経験が無くとも、公認会計士の資格により、税理士登録ができる現状が指摘されています。

税理士の責任が3000万円に対して監査法人が1100万円という高裁での和解条件が果たして適切か否かについても、これからの事例の積み重ねによって検証すべき問題であろうと考えます。

税法データベースの
お問い合わせは左記へ
03・5496・1416

会計事務所の 新規独立開業に 熱いエール。

明日の会計業界を担う皆様!
ACELINK Naviが月々9,800円~(税別)
月額使用料パック いよいよスタート!

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。：会計大將(基本)／個人決算書／決算内訳書／減価償却／消費税申告書／法人税申告書／所得税確定申告書／年末調整／国税電子申告／地方税電子申告

※導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの4段階により価格が異なります。※インターネット環境が必要となります。※ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。

開業早々
これなら
使える!!



MJSイメージキャラクター：ラモス瑠偉

全国8,400件の
導入実績を誇るMJS
会計システム

会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使用していただくための特別商品、それがACELINK Navi 月額使用料パックです。

会計事務所に
必要な基本ソフトを
全てパック

月々9,800円(税別)からと低価格なのに
ACELINK Naviの機能はそのまま。導入
したその日から、さっそご利用になります。

業務拡張に
合わせた追加ソフトの
選択が可能

経営分析や非営利法人会計などの様々な
オプション機能を、必要に応じて追加契約
してご利用になります。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS

検索

●お問合せ：東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 ●本社：東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●拠点/30支社・3営業所